

I 左京四条二坊と居住者

1 京の宅地割研究の動向

平城京の宅地割に関する研究は、およそ次のような段階を経て、進められてきた。

第1段階は、宅地の大きさ及び分割法に関する文献的研究で、喜田貞吉以来戦前から戦後にかけて研究がなされた。そこでは平城京の場合、官人の位階とそれに対する宅地班給の面積について史料に明記されていないが、実例からみてどういった規準のもとに班給されていたのか、宅地割の最小単位がどれほどか、またその分割法がどのようなものかなどの点が検討された。¹ その結果、班給規準は、史料に右大臣が4町、四位以上が2町、五位以上が1町、六位以下が1町から4分の1町とある藤原京に準じて考えられるとして、三位以上4町、五位以上1町、六位以下4分の1町ほど、² という説が有力となった。また、宅地割の最小単位は正倉院文書中の下級官人の月借銭解の分析により、16分の1町が基準となるが、次第に細分化の傾向にあり、奈良時代末期には32分の1町も見えはじめる、と指摘されている。その分割方法は、16分の1町の場合、二行八間か四行四門か、32分の1町の場合、二行十六門か四行八門か、³ といった議論がある。この行とは東西方向の区画をいい、朱雀大路に近い方から一行・二行・三行と呼ぶ。門は南北方向の区画をいい、北から一門、二門、⁴ と呼ぶ。従って、二行八門では東西に二分割しさらに南北に八分割して十六分割する。二行十六門では同様に三十二分割する方法である。

第2段階は、最近10年程の間に進展した発掘調査による宅地割の解明である。その成果として、1)宮に近い場所では1町以上を占める大規模宅地が確認できるが、宮から離れるにしたがって大規模宅地はみられなくなる、2)各坪において、時期により宅地割が大きく変化していることがあきらかとなった、3)宅地内の建物の構造や配置について考察の手がかりを得るようになった、などをあげることができる。1)は、文献史料に散見する官人の位階と本貫地との関係からもそのことは裏付けられるとされ、2)は、奈良時代中期以降に宮に近い五条以北の地では宅地が拡大して行くが、六条以南は細分化していく、⁵ という傾向がみられる。3)の、建物配置については、畿内などの集落と京の遺構との対比から、雁行型・L字型・並列型・コ字型といった類型化が試みられている。⁶

第3段階は、この様な発掘の成果を受けて、再び文献の検討を深化させ、より具体的な「京戸」像を作り上げることを目指す最近の研究である。この研究は、約10万人といわれる京の居住者のうち、大半をしめた下級官人と一般の京戸のありかたを究明するものである。つまり正倉院文書をもとに、写経所などに出土する下級官人の具体的な勤務形態や家計の収支を復原し、ついで、月借銭解にみえる官人所有の宅地・動産の量（中でも「屋」「倉」といった収納施設とその収納物）を分析する。これと上にみた最近の発掘成果などを総合して、⁷ 当時の下級官人の経済生活を明らかにしようとする。この結論によると京戸の多くは官人として、または造寺や造宮の従事者・市人として官や都市との関わりをもったが、それだ

けでは経済的に自立しえず京外の農業経営に依存する面が強かった。したがって五位以上の貴族層はともかく、大多数の京戸は生活の本拠が京外に存在した可能性が高く、京に班給された宅地は都市生活の一拠点にすぎない、という。この論証過程には宅地研究にも参考とすべきところが多い。

今後第2、第3の方向は研究がさらに深化していくであろうが、現在もっとも理解の困難なことは、宅地替えの問題である。位階と宅地班給面積がある程度対応するのなら、位階の変化にともなう宅地面積の変更という問題と、発掘成果の2にみたように、京内ではしばしばみられる宅地割の変動との関連が、問題となってこよう。

そうした問題は今後の課題とし、ここでは先学の成果に基づいて、さしあたり次の諸点を確認して先へ進みたい。

- a. 平城京の宅地班給規準では、五位以上の官人はほぼ一町以上を占めたであろうこと。
- b. 現在史料で確認できる官人の本貫地とその官人の位階の関係をみると、五位以上の官人は宮に近い五条以北にほぼ限られること。
- c. 発掘調査によって確認できる一町以上の宅地を持つ邸宅跡もおおよそ b の範囲と重なり合うこと。

律令国家を支える官僚機構の中で、五位以上の位階を持つ貴族はその中枢にあって、政治的、経済的、社会的特権を持っていたから、彼らが都城の中の恵まれた土地を占めたことは当然である。恵まれた土地は、唐・長安城の例を引くまでもなく、毎日の出勤に便利な宮に近い場所ということになろう。今回報告する左京四条二条一坪も宮に近接した一等地に位置し、後述のように奈良時代中期に一町以上の宅地が確認されたわけであり、五位以上の官人の宅地と考えて誤りあるまい。

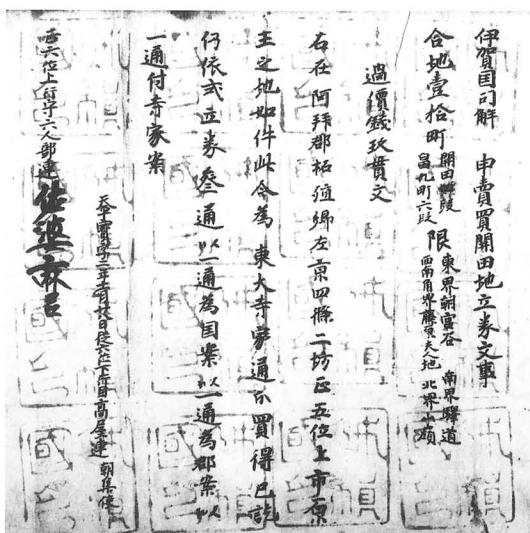


fig.2 伊賀国阿拝郡拓植郷開田売買券

伊賀国司、解し申す、開田地を売買せる立券文の事
右、阿拝郡拓植郷にある左京四条二坊正五位上市原王の地、件
の如し、此れ東大寺家通分として、買得せしむること已に証ん
ぬ。仍つて式に依り、立券すること三通。一通を以つて国案と
なし、一通を以つて郡案となし、一通を以つて寺家案に付す。
天平宝字二年十一月廿八日從六位下行目高屋連 朝集使
正六位上行守六人部連「佐婆麻呂」
合せて地一十町 開田四段
八段
八段
八段
八段
八段
八段
八段
八段
八段
過価錢九貫文
限り東の界は宮谷、南の界は駅道
西南の角の界は藤原夫人的地、北の界は山諸

2 左京四条二坊の居住者

左京四条二坊に本貫をもつ人物で今日知られているのは次の二名である。1)年月未詳の「優婆塞貢進解」(大日本古文書2-316)にみえる「左京四条二坊戸主石上部君鷹養」、2)天平宝字2(758)年11月の「伊賀国阿拝郡柘植郷開田売買券」(同4-350)の「左京四条二坊正五位上市原王」。このほかに、同坊の東半部分は奈良時代中期には藤原仲麻呂の「田村第」⁹が存在していたという考証がある。従って、四条二坊の居住者は都合三名が知られたが、一坪の居住者という観点からすると、仲麻呂は除外しうるから、前記二名になる。石上部君鷹養はこれ以外の経歴が全くわからない。一方、市原王は、正倉院文書、万葉集、続日本紀などに多く名を残しており、具体的な経歴の分かる唯一の人物といえる。しかも、今回報告する左京四条二坊一坪が奈良時代中期に一町全体を宅地利用しているので、当時五位の位を持っていた市原王は、その邸宅を比定しうる人物といえる。

市原王は、天智天皇の五世末で安貴王の子、生没年ともに未詳であるが、天平5(733)年に万葉集に初見する。のち天平11年に皇后宮職写経司の舎人として正倉院文書に登場してからは、長らく写経事業に関わっていることがわかる。天平15年5月、無位より従五位下に叙せられ、翌16年に写一切経長官とみえ、以後玄蕃頭、備中守等を歴任。天平20年頃に成立したと考えられる造東大寺司の初代長官となる。天平勝宝元(749)年4月には大仏造営の功により、従五位上にのぼり、翌年12月には更に正五位下に叙される。以後も治部大輔、摂津大夫などを勤め、天平宝字2(758)年11月以前に正五位上になっていることが確認できるが、藤原仲麻呂の乱を境として、史上から消えてしまう。

このように市原王は写経事業、あるいは造東大寺司を通じて光明皇后や藤原仲麻呂と近い関係にあった。¹⁰それは天平末年ごろからの昇進につながったものの、天平宝字年間の造東大寺司をめぐる仲麻呂派、反仲麻呂派の抗争に巻き込まれ以後の彼の命運を決した。

- 註 1. 喜田貞吉「本邦都城の制」『歴史地理』18-6 1911、田村吉永「平城京内の宅地割について」『大和志』5-8 1938、松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2-6 1940、関野克「都城時代にみられる宅地班給について」『建築史』4-4 1942、大井重二郎「平城京と条坊制度の研究」1966
2. 大井前掲書
3. 奈文研『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告』1985、同『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986
4. 奈文研『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』1983
5. 町田章『平城京』1986
6. 黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』1984
7. 北村優季「京戸について—都市としての平城京—」『史学雑誌』93-6 1984、中村順昭「平城京—その市民生活—」『歴史と地理』334 1983
8. 平岡武夫「唐代の長安と洛陽 地図編序説」『唐代研究のしおり』第7 1956
9. 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」『続日本紀研究』3-6 1956、前掲『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告』
10. 岸俊男『藤原仲麻呂』1969、目崎徳衛「万葉集—市原王を例として—」『古代の日本』9 1971